

平成30年第11回定例会

江東区教育委員会会議録

平成30年11月28日(水)

江東区教育委員会

## 平成30年第11回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 平成30年11月28日(水) 午前10時00分
- 2 閉会年月日 平成30年11月28日(水) 午前10時55分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、眞貝裕利子(教育長職務代理者)、橋本俊雄、進藤孝、松江恒治
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、寺内教育委員会事務局参事 教育センター所長事務取扱、岩井庶務課長、谷川学校施設課長(整備担当課長兼務)、油井学務課長、伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、堀越学校支援課長、池田放課後支援課長、上原江東図書館長(深川図書館長兼務)
- 6 報告事項
  - (1) 平成31年度新1・7年生の学校選択一次結果について
  - (2) 平成31年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について
  - (3) 江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画の進捗状況について
  - (4) 平成31年度「中国語等専門員派遣事業」実施委託事業者の選定について
  - (5) 平成31年度江東きつずクラブB登録・学童クラブ児童募集について
  - (6) (仮称)江東区放課後こどもプラン(骨子案)について
- 7 協議事項
  - (1) 平成31年度学校用務業務の委託実施校について
- 8 追加報告事項
  - (1) 人事委員会勧告の取扱いについて
  - (2) 児童向け複合施設の整備について
- 9 審議概要

岩佐教育長 皆さん、おはようございます。ただいまより平成30年第11回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。進藤委員、松江委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1、「平成31年度新1・7年生の学校選択一次結果について」を事務局より説明願います。

学務課長。

油井学務課長 それでは、平成31年度新1・7年生の学校選択一次結果についてご報告いたします。資料1をお願いします。

11月9日に申し込みを終了いたしました学校選択の一次結果についてです。資料は全部で5ページでございます。

1ページ目が学校選択一次結果票の見方となっています。2ページ目が小学校及び義務教育学校前期課程（深川地区）の結果、3ページ目が城東地区の結果、4ページ目が中学校及び義務教育学校後期課程の結果、そして5ページ目が学校選択一次結果のイメージとなっております。

まず最初に、5ページのイメージ図をごらんいただきたいと思えます。

一番上に四角でくくられました受入可能な人数（F）をお示ししておりますが、これは各学校の基準学級数により算定していただきます。

その下に通学区域内の対象者を示しておりますが、その対象者はそのまま指定校へ行く（A）の方と、他の学校を希望する他校選択希望者（B）に分類されます。

通学区域外から受入可能数の考え方ですが、通学区域内の対象者のうち、（B）の他校選択希望者が全員他校に入学した場合は、その分、その学校の受入枠が拡大するため、通学区域外からの最多受入可能数（G）となります。反対に（B）の方が全員他の学校に入学できず、指定校に入ることになった場合は最少受入可能数となります。この2つの点線の矢印の幅が受入可能数の範囲となります。今回の一次結果では、こうした人数を含めて発表いたしました。

ここでご留意いただきたい点としましては、実際の（A）や（B）の方の中には、後日、私立中学校等への入学や転出等により辞退される方がおありまして、また、反対に区外から転入されてくる方もおりますので、今後変動していく数字であるという点でございます。

では、表のご説明をさせていただきます。2ページ目をごらんください。表の2番目の深川小学校を例にご説明いたします。

Aの欄、通学域内入学予定者数ですが、これはその学校の学区域内に居住されている方の中で、そのまま指定校に通う予定の方であります。なお、この中には抽選の特例の方、兄弟がいる、転入が確実である方などが含まれております。

次にBの欄は、他校選択希望者で、深川小の例でいいますと、深川小学校の通学区域内の方で深川小以外の学校を選択している方が2名いることを示しております。この方たちは選択希望した学校に入学できない場合は、指定校である深川小に入学することになります。

次にCの欄については、通学区域外からその学校を希望した人数とな

っておりまして、深川小学校通学区域外の方で希望した方が6名いることを示しています。

この結果を受けまして、D欄には、現時点で深川小に入学する可能性のある人数の合計を計上しております。

隣のE欄は、当初、募集時に決めました基準学級数を示しております。

F欄は、学校選択受入枠、つまり、その学校に受け入れられる受入予定人数でございます。小学校1年生につきましては35人学級となりますが、その1割相当の3名を今後の転入の受入分として差し引きまして、32名を1クラスとして計上しております。深川小の場合ですと、32名掛ける2クラスで64名となります。なお、4ページの中学校につきましては、35名を1クラスとして計上しております。

一番右のG欄については、現時点で通学区域外の受入可能人数をお示ししております。これは先ほど5ページのイメージ図でご説明したように、学校選択上の受入枠FからAの方、通学区域内予定者を引いた現時点での最多受入数と、Bの方、他校選択希望者が指定校に戻ることとなった場合の最少受入人数の範囲となります。例えば深川小は10名から12名となっております。最多の12名はFの64名からA欄の52名を引いた数字、最小の10名というのは最多の12名からB欄の2名を引いた数字となります。

なお、この表の中で最多受入人数も最少受入人数もゼロという学校、例えば2ページ目の越中島小などがありますけれども、こちらにつきましては、実際にはAの通学区域内入学予定者の方の中から私立学校へ入学する事態等が出てくるため、最終的には受入可能となる予測をしております。昨年度もこの一次結果の発表段階で最多受入人数も最少受入人数もゼロという学校が幾つかございましたが、豊洲西小以外はほとんどの学校で通学区域外から何名かが繰り上げで入学をしております。

また、2、3ページ目におきまして、明治小や数矢小など、小学校8校にFとGの欄に横棒が書かれておりますが、こちらの学校は学区内の児童増加による収容対策のため、通学区域外からの受け入れは行わない学校となっております。

そして、C欄の人数の右にアスタリスクが書かれておりますが、学校を選択希望者は選択希望変更期間、11月19日から22日まで実施しましたが、そちらに変更がなければ二次結果公表、明日になりますが、11月29日に無抽選で全員当選予定となるものでございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、12月11日、12日に小学校、中学校の抽選対象校で公開抽選を実施いたします。その後、補欠者については順次、受入枠が発生次第、繰り上げ当選しまして、小学校では1月23日、中学校では2月20日に最終的な繰り上げ結果を公表したいと思っております。

学校選択の一次結果についての報告は以上でございます。

岩佐教育長 本件について、質疑をお願いします。  
松江委員。

松江委員 G欄について、1点教えていただけますでしょうか。例えば平久の0～0、あるいは枝小の0～0があるわけですが、毛利小で見ると24～25、あるいは南陽小の31～35と、0～0と人数の多い学区について、この数字をどういうふうに見たらいいのか教えてください。

岩佐教育長 学務課長。

油井学務課長 0～0といいますのは、現時点では入学予定希望者数が上回っているというか、入れる枠よりも多くの方が学校選択を希望しているということで、現時点では入れない状態にはなっております。

ただ、今後、転入等がありましたら、そういったことでほとんどの学校が繰り上がりで何人かは行けている状態があるというのが、この0～0という形になっています。

また、毛利小などはわりと比較的、現時点での通学区域外からの受け入れが多い予定ですが、多いということは、その分、外から入れる可能性が高いと思っております。

以上です。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。

松江委員 はい。ありがとうございました。

岩佐教育長 ほかには。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、「平成31年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について」を説明願います。

指導室長。

伊藤指導室長 それでは、平成31年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてご報告をいたします。資料2をごらんください。

幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学期及び休業日につきましては、江東区立学校の管理運営に関する規則第3条及び第3条の2に定められております。

入学式や卒業式等の日程については、例年、規則及び年間の暦を踏まえて決定しております。平成31年度の日程につきましては資料のとおり

りとし、この日程に基づき、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の平成31年度の教育課程を編成いたします。

なお、義務教育学校は9年間の一貫教育を行う1つの学校ですので、入学式は前期課程の1年生、卒業式は後期課程の9年生となりますが、前期課程の修了を1つの区切りと考え、6年生では前期課程修了式を、7年生では後期課程認証式として卒業式、入学式に準じた儀式的行事を実施いたします。6年生の前期課程修了式は小学校の卒業式の早い日程と同日に、7年生の後期課程認証式は中学校の入学式と同日に実施する予定としております。

本日程により、教育日数、授業日数の確保はできております。

また、日程決定につきましては、事前に校長会、園長会とも連携を図り、確認をしております。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 本件について、質疑をお願いします。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画の進捗状況について」を説明願います。

指導室長。

伊藤指導室長 それでは、江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画についてご報告いたします。資料3をごらんください。

江東区の全公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校では、昨年3月に策定しました江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画に基づき、オリンピック・パラリンピック教育の取り組みを進めております。

江東区は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の中心地ですので、教育委員会、そして各学校では、日本一のオリンピック・パラリンピック教育を行うという強い思いを持って取り組んでおります。他県からもオリンピック・パラリンピック教育の視察があるなど、本区の取り組みの注目度は高いものとなっております。

まず、資料3の後ろに添付しました別紙1、A3判の資料をごらんいただけますでしょうか。こちらは江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画の概要版となります。資料の中段より下の部分に具体的な取り組み、オリンピック・パラリンピック教育KOTOプランとありますが、この中で左から2番目の学年プランの①、江東区にオリンピック・パラリンピックがやってくると、②の世界の国旗・国歌について学ぼう、それから右下になりますが、特別プランの②、部活動☆夢応援プロジェクト、この3つについて進捗状況を報告いたします。

それでは、恐縮ですが、資料3の1ページにお戻りいただけますでしょうか。まず、江東区にオリンピック・パラリンピックがやってくるについてです。これは全小学校で実施する学年を指定して行う学年プランです。事業概要は、有明にあるパナソニックセンター東京のオリンピック・パラリンピックに関する展示や学習コーナーを活用し、オリンピック・パラリンピックや世界ともだちプロジェクトで応援する国や地域について学習を深めるとともに、区内の競技会場予定地をめぐり、子供たちが調査したことをホームページ等で発信する取り組みです。写真を撮影する位置については、どの学校も同じ写真が撮れるように事前に資料を渡し、示しております。

対象学年は小学校5年生で、訪問予定会場は資料に記載のあるとおりでございます。左上の写真が東京オリンピック・アテックスセンターの工事状況を歩道橋の上から見学している様子です。右上は海の森水上競技場の場所や工事状況を中央防波堤の合同庁舎から見ているところです。下の写真はパナソニックセンター東京での学習の様子です。

実施した学校からは、子供たちが実際に競技会場を見学することで、江東区にオリンピック・パラリンピックがやってくることを実感できた、パナソニックセンター東京では、オリンピック・パラリンピックについて体験を通して詳しく学ぶことができたというような感想をいただいております。

資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。次に、世界の国旗・国歌について学ぼうです。この授業も学年プランに位置づいております。事業概要は、世界ともだちプロジェクトにおいて、担当している国の国旗や国歌について、講師を各学校にお招きし、世界の国旗や国歌について理解を深めるものであります。

対象学年は小学校4年生から中学校3年生で、学校の状況に合わせて実施しており、31年度までに全小中学校、義務教育学校において実施する予定です。左下の写真は、子供たちに区でこの事業のために作成した国旗一覧を配付し、学習を進めている様子です。右下の写真は、今年度購入いたしました206の国や地域の国旗を活用している様子です。

子供たちは世界の国旗について詳しく学べたことや、プロの歌手の方が歌う国歌を目の前で聞いたこと等が深く心に残っているようで、2020年に向けてさらに気持ちを高めていくことができているようです。

次は隣の3ページになります。部活動☆夢応援プロジェクトです。区立中学校、義務教育学校後期課程で部活動に所属している生徒の部活動に関わる夢や目標の実現を応援するために、オリンピックやプロスポーツ選手、また、その道の達人等を部活動に派遣し、それぞれの部活動の実態に合わせて指導していただくとともに、生徒たちに夢を実現した話や苦勞を含めた経験等についてお話をいただくものであります。

今年度、本日までに実施した学校8校で、来ていただいたアスリート

や実施した部活動は記載のとおりであります。どの部活動でも生徒が目を輝かせながら指導を受けております。アスリートの方々からも、同じ思いを持った子供たちに丁寧に指導ができる取り組みは素晴らしいと評価をしてくださっています。

なお、本日は別紙2としまして、この2つの事業の実施予定表をお配りしております。今後も子供たちの心に残る、そして未来につながるオリンピック・パラリンピック教育を展開してまいります。

資料を1枚めくっていただけますでしょうか。こどもの競技観戦についてです。東京都オリンピック競技大会組織委員会が学校連携観戦プログラムとして、子供用の企画チケットを提供するものです。子供たちが実際に競技を観戦することが何よりも心に残るものと考えております。参加学年や日程等は今後、校園長会と調整をしてまいります。

最後に東京2020算数ドリルについてです。東京都オリンピック競技大会組織委員会が中心となり、算数学習を進める中で、各競技等を身近に感じることを目指した教材です。次年度、小学校6年生を対象に配付し、活用を図る予定です。

報告は以上でございます。

岩佐教育長      それでは、本件について質疑をお願いいたします。  
進藤委員。

進藤委員      すいません、4ページの競技観戦について（特別プラン）の件ですが、対象生徒、いわゆる希望する都内の全公立学校に東京都の公費で観戦チケットを準備するということですが、具体的にどんな骨子になっていきますか。全員が見られるのか、選ばれた子供なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

岩佐教育長      指導室長。

伊藤指導室長      こちらにつきましては、都のほうで希望する子供たちが観戦できるようにチケットを配付するということになっています。

一方で、バス等で子供たちが移動することはできないということになっておりますので、電車等での移動になると思います。その中で、子供たちが競技場まで移動が可能な学年等を学校と一緒に検討しまして、判断をし、決定をしていくということになります。

ですので、できるだけ多くの子供たちが行ける状況をつくりたいと校園長会と今、調整をしている最中でございます。

進藤委員      ということは、江東区の子供たちは、地理的にも非常に有利だからということで、行ける人数も多くなるということではないんですかね。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 江東区で行う競技会場にできるだけ多くの子供たちが行けるよう調整してまいりたいと考えております。

進藤委員 はい、わかりました。

岩佐教育長 よろしいですか。

進藤委員 はい。

岩佐教育長 ほかには。よろしいでしょうか。  
それでは、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項4、「平成31年度『中国語等専門員派遣事業』実施委託事業者の選定について」を説明願います。  
指導室長。

伊藤指導室長 それでは、平成31年度「中国語等専門員派遣事業」実施委託事業者の選定についてご説明いたします。資料4をごらんください。

江東区では、区立小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園に在籍する日常の日本語活用能力が困難な子供たちを対象として、学校教育の効果を高めるため、初期の日本語指導を行う中国語等専門員派遣事業を平成4年度から行っております。

子供たちの日本語レベルに合わせ、委託業者から講師を派遣し、子供1人に対して1回2時間の指導を小学校で12回、中学校で18回実施しており、必要に応じて延長指導を行っております。

本事業の平成31年度分の契約について、公募型プロポーザルを実施することにより、日本語指導をより効果的に行う事業者の選定を実施したいと考えております。

なお、事業名に「中国語等」とありますが、英語、韓国語、タイ語、ペルシャ語等8言語に対応しております。

実施内容につきましては、一次審査である提案内容の書類審査及び二次審査であるプレゼンテーション審査を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定します。

契約期間につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日とします。ただし、履行状況が良好な場合は、契約を2回まで更新することができるものとします。

今後の日程ですが、平成30年12月上旬に第1回選定委員会にて募集要領、評価基準の決定をし、12月中旬に実施要領を発表します。平

成31年1月下旬の第2回選定委員会において、第一次審査通過者を決定し、2月上旬にプレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査を実施し、2月中旬の第3回選定委員会にて受託候補者を決定いたします。

報告は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

松江委員 1点お願いします。

岩佐教育長 松江委員。

松江委員 どの程度の指導を行っているのか、授業についてこられるようなところまで日本語を教えようとするのか、それとも日常生活に支障がないところまで持っていこうとするのか、そのところはどのなんでしょう。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 こちらにつきましては、初期の日本語指導を目的としており、日本の学校に入ってきた、子供たちが最初の段階で困らないようにすることが一番大切ですので、入口の部分の指導が中心となります。

その後につきましては、共同事業で行っているボランティア等と協力し、土曜日などを使って、必要に応じて、子供たちが勉強する機会を設定しております。

岩佐教育長 松江委員。

松江委員 指導を受けたときは、かなり日本語になじむと思うんですけども、やはり学校が終わって、家へ帰ると母国語になってしまいますので、そこでまた日本語から離れてしまうのではないのでしょうか。次に来たときに、もう既にそれまでに教わったことを忘れてきているというケースが非常に多いと聞いたりしておりますが、その辺のフォローというのはどう考えてこの事業を行っていくのか、ちょっと伺いたいと思います。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 例えば小学校で12回行っているんですけども、当初のころは、ある程度、期間を詰めた形で指導をして、子供たちの困っている状況に対応できるようにしております。その後は期間を少しずつ離していき、その中で子供たちの定着に応じた形で対応できるように工夫しております。

また、その際に保護者とも接続するなどして、家庭の中で困っていること、あるいは保護者への助言等も行えるよう状況に応じた対応をしております。

岩佐教育長 よろしいですか。  
眞貝委員。

眞貝委員 この中国語の専門員を派遣する人数というのはどの程度考えているのでしょうか。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 昨年度の実績ですと、1,250回の派遣を予定し、実施してまいりました。

眞貝委員 指導員は何人ぐらいの予定になっているのでしょうか。

伊藤指導室長 派遣回数は先ほどの数で、子供の人数に応じて業者から派遣していただいています。

岩佐教育長 子供の人数でしょうか。

伊藤指導室長 実施しているのは派遣回数です。

岩佐教育長 眞貝委員。

眞貝委員 また別件なんですけれども、地区集会所で日本語教室のようなものを今やっておりますね。最初、私も何回か見に行ったことがあるんですが、今のところの進捗状況というか、目減りしているんじゃないかと心配しているんですが、その地区集会所で催しているのは何か所でやっているのかとか、今の状況というのを教えていただきたいです。

岩佐教育長 指導室長。

伊藤指導室長 亀戸の集会所で行っているものについては、大体40名程度の子供たちが通っております。

また、10月からは、東陽町でも会場を開きまして、こちらでも15名程度の子供たちが通っているという状況になっております。

岩佐教育長 よろしいですか。

眞 貝 委 員 はい、わかりました。

岩 佐 教 育 長 ほかにほ。  
橋本委員。

橋 本 委 員 随分前からやられているということで、こういった委託業者にずっとお任せされていると思うんですけども、何時間ぐらいずつやっているのかとか、どのぐらいの頻度で業者さんがかわっているのかとか、そういうのはわかりますか。

岩 佐 教 育 長 指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 これまで、同じ業者を選定していたところでありましたので、それで今回はプロポーザルを行うことによって、他の業者等の意見も聞きながら、よりよい事業の実施に向けて、再度見直しをしながら進めていきたいと考えているところです。

橋 本 委 員 1回何時間ぐらいやっているんですか。

伊 藤 指 導 室 長 子供たちへの指導ということですか。

橋 本 委 員 はい。

伊 藤 指 導 室 長 1回2時間の指導を行っています。小学校では、2時間掛ける12回の指導です。中学校については2時間掛ける18回の指導となっています。

また、状況に応じて、その半分、つまり小学校でいうとプラス6回、中学校についてはプラス9回指導を行っております。

岩 佐 教 育 長 よろしいですか。

橋 本 委 員 ありがとうございます。

岩 佐 教 育 長 ほかにほ。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、「平成31年度江東きつずクラブB登録・学童クラブ児童募集について」を説明願います。

放課後支援課長。

池田放課後支援課長      それでは、私からは、平成31年度江東きっずクラブB登録・学童クラブ児童募集についてご説明いたします。資料5をごらんください。

区では、保護者の就労や疾病などにより、放課後、家庭で適切な保護を受けることができない児童を対象として、遊びや生活の場を提供する江東きっずクラブB登録と学童クラブを実施しております。

このクラブの来年4月1日入会につきましては、来月から集中募集を実施いたしますので、その概要をあらかじめご説明いたします。

まず募集期間ですが、平成30年12月5日から12月18日までとなります。

次に入会対象児童は、きっずクラブB登録、学童クラブともに区内に住所を有する児童で、きっずクラブB登録はきっずクラブの実施校に在籍している3年生以下の児童、そして、特別支援学級や特別支援教室、そして通級指導学級などに在籍する4年生から6年生の児童です。

また、江東区立小学校以外に在籍しているものの、住所地が実施学校の学区域内にある1年生から3年生、そして特別支援学校などに在籍し、住所地が実施校の学区域内にある4年生から6年生も対象となり、いずれも保護者の就労などにより、放課後、家庭において適切な保護を受けることができない児童が対象となります。

一方、学童クラブは、区内居住者であれば、国立、区立、私立を問わず小学校に通学している3年生以下の児童、そして特別支援学級などに在籍する4年生から6年生などの児童は、区内19の施設のいずれも選択することができます。

次に開設日と開設時間ですが、きっずクラブB登録、学童クラブともに学校運営日は放課後から17時まで、学校休業日は8時30分から17時までとなります。ただし、保護者の就労などの状況により、きっずクラブB登録は19時まで、学童クラブは18時まで延長利用ができます。なお、辰巳学童クラブ、千田学童クラブ、浅間堅川学童クラブ、南砂六丁目学童クラブはきっずクラブB登録機能を有しますので、19時まで時間を延長して利用できます。

2ページ目をごらんください。経費についてですが、保護者負担はきっずクラブB登録、学童クラブともに月額4,000円で、18時を超えて利用する場合は月額1,000円の追加となります。そして間食費、これはいわゆるおやつ代で、月額1,500円。そして傷害に対する保険料として、年額500円を予定しております。

なお、これらの経費につきましては、生活保護受給世帯などに対しましては、利用料や育成料は区が全額助成いたしますので、免除となります。

また、きっずクラブB登録や学童クラブを兄弟姉妹で利用する場合がありますが、この場合は、その年長者の利用料や育成料を5割減額いたします。

次に、今後のスケジュールです。募集期間中にいただいた入会申請に基づき、保護者の就労状況などを審査し、その結果は2月下旬に入会承認書を発送いたします。その後、随時、各きっずクラブ、学童クラブにおいて、入会説明会を開催し、保護者への説明を行ってまいります。

最後に参考をごらんください。今回ご説明した募集期間内に申し込みが間に合わない場合は、二次、三次の募集となりますが、この場合は、クラブにそれぞれあきがあった場合の募集となり、スケジュールは記載のとおりとなっております。

また、きっずクラブA登録と土曜江東きっずクラブの募集は、定員は設けておらず、来年3月1日から受付いたします。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長      それでは、本件について質問願います。  
真貝委員。

真貝委員      何日前かは忘れたんですけども、新聞に来年から学童クラブの1教室の職員から2人から1人になるという記事が出ていましたね。江東区もそのときにはそういうふうになるのでしょうか。

岩佐教育長      放課後支援課長。

池田放課後支援課長      国の方針といたしまして、指導者の人数の基準がございます。これはいわゆる義務として設けておりましたが、今後、いわゆる努力義務に変えることを今、国が検討してございます。

ただ、本区といたしましては、まだこれからの状況を踏まえつつ、利用者の実態等も考慮した上で、職員の配置人数を考えていく必要があるかと思いますが、現時点では、まだそこまで想定しているところではございません。

真貝委員      わかりました。

岩佐教育長      よろしいでしょうか。ほかには。  
それでは、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項6、「(仮称)江東区放課後こどもプラン(骨子案)について」を説明願います。  
放課後支援課長。

池田放課後支援課長      それでは、(仮称)江東区放課後こどもプラン(骨子案)についてご説明いたします。資料6をごらんください。

放課後こどもプランの改定につきましては、6月開催の当委員会にお

きまして、利用者の実態調査を行いつつ、検討を進め、今年度末を目標に取りまとめていくことなどをご説明させていただきましたが、その骨子となる案を取りまとめましたので、ご説明いたします。

まずは検討状況でございますが、今年5月にプラン改定のため、区内に検討委員会を設置して以来、学識経験者などにより構成する放課後子どもプラン推進委員会を開催し、意見をいただきつつ、また、前回の11月16日開催の当教育委員会においてご説明させていただいた児童や保護者ニーズの調査結果も踏まえながら、骨子案としてまとめたものでございます。

次にスケジュールでございます。6月開催の委員会では、本概要でもございます骨子案を踏まえて、年明けの1月にパブリックコメントを行う予定としてご説明いたしましたが、9月14日、国が2023年度を目標年次とする新・放課後子ども総合プランを前倒しして策定いたしました。これを受け、区といたしましても、改定の検討を進めている新たなプランを国の行動計画に位置づけ、整合を図る必要もあり、さらなる検討を進めていく必要もございましたので、1月に改めてプランを策定した上で、2月にパブリックコメントを行うことといたしました。

なお、年度末に策定する予定には変更ございません。

ここで市町村行動計画でございますが、これは関連法案である子ども・子育て支援法などに基づいて、区でも目標年次を示して計画的に進めている事業計画のことでございます。具体的な一例といたしましては、増加傾向にある保留児童の解消に向けた取り組みなどが挙げられます。

それでは、骨子案の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、別紙をごらんください。

まず、説明に先立ち、タイトルについてご説明いたします。現行のプランでは、「子ども」の「子」の字については漢字表記でございましたが、新たなプランでは平仮名といたします。これは区における関連上位計画である子ども・子育て支援事業計画で平仮名を使っておりますので、この計画との整合を図るためでございます。

なお、国では漢字を使用しておりますので、この資料中、国の考え方を示す場合は漢字表記となっております。ご承知おきいただきたいと思います。

では、改めて骨子案のご説明でございます。

まず「はじめに」です。現行のプランが策定された平成21年以降、女性就業率の上昇による留守家庭児童の増加や働き方の多様化などが進み、児童や保護者のニーズの変化が生じております。

そのため、放課後児童の居場所として、きつずクラブの順次整備などの量の確保に加えて、ニーズに応え得る質の向上が求められております。

これらの状況を踏まえ、国では待機児童の解消や学校施設の徹底活用などを目標に置いた新たなプランを今年9月に策定いたしましたが、本

区におきましても、この国の掲げる目標に基づき、放課後児童クラブと放課後こども教室の取り組みの方向性を示すものとして策定するものです。

次に、2番の「本区の放課後こどもプランが目指す姿」です。長期的には全ての放課後児童クラブと放課後こども教室が小学校内で運営され、両事業がそれぞれの役割を果たしつつ、連携することを目指しておりますが、3つ目の丸のように、児童数の増加など、小学校内でのスペース確保が難しい現状もございますので、環境が整うまでは小学校外の放課後児童クラブも引き続き活用いたします。

次に3番の「本プランの目的・位置付け等」でございます。目標年次は平成31年度からおおむね10年とし、そのうち前期5年の取り組みの方針を示すものとします。

そして、対象事業と目的は、放課後児童クラブと放課後こども教室を対象に、その質的向上、そして事業の最適化を目的としています。

また、位置づけでございますが、国においては、新・放課後子ども総合プランや子ども・子育て支援制度、そして区においては基本構想や長期計画はもとより、こども・子育て支援事業計画や教育推進プラン・江東を上位計画としております。

2ページ目をごらんください。「方針」でございます。この計画では4つの方針を立てております。まず、全体方針として、1、きっずクラブの推進を挙げておりますが、これは現在のフレームを維持するものとして、目標年次までに小学校内の全きっずクラブを一体もしくは連携して運営していくことです。

次の2番の事業名称の統一ですが、これは同じ目的や事業にもかかわらず、きっずクラブと学童クラブとに名称が分かれていることなどもございますので、このプランに係る事業名称の総称をまずはきっずクラブと整理した上で、それぞれの目的に応じ、呼称をつけることといたします。

次に量の確保ですが、まずは1、放課後児童クラブにおける保留児対策として、小学校の増改築が見込まれる際の育成室の確保や保留児童が発生している小学校内きっずクラブの近隣の学童クラブの育成時間を延長し、きっずクラブと同一にすることで、きっずクラブ希望者を学童クラブに利用誘導を図り、それぞれの利用者を平準化させることです。

そして2、放課後児童クラブの利用方法の弾力化と放課後こども教室の開閉室時間の見直しですが、これは放課後こども教室利用者が家庭の事情により、朝や夕方以降の時間帯に急遽留守宅などとなり、自宅での育成が困難となり、児童を預ける必要が生じた場合を想定し、放課後児童クラブを利用できるよう弾力的運用を図ることで、潜在的に存在する育成を必要とする家庭の需要を満たそうというものです。

一方で、放課後こども教室は、保護者の留守宅児童に対する育成事業

ではないこともありますので、学校における登下校時刻の考え方を踏まえ、開室、閉室時間の見直しも図るものでございます。

次に質の確保ですが、まずは1の放課後児童クラブにおける開室、閉室時間の見直しです。これはニーズ調査も含め、これまでもご要望が多かった夏休みなどの学校休業日における児童の育成時間の前倒しを行うこと。そして、閉室時間につきましては、延長の考え方を改め、実態に即した時間とするものでございます。

次に2、放課後児童クラブにおける土曜日の育成ですが、こちらも利用の実態を踏まえ、土曜の留守家庭児童に対して生活の場の提供を行う放課後児童クラブとして再構築するなど、真に必要な児童への対応を主眼に置いた事業とすることで、時代のニーズや働き方の多様化への対応を図るものでございます。

次に3、放課後こども教室の環境改善と自主性・自立性を高める仕組みですが、現代では困難である学習や読書などのスペースと自由遊びや運動などのスペースの分離・確保の実現に向けた検討を進めていくことなどございます。

次に4の配慮が必要な児童への適切な対応につきましては、最近、その対応を求める声が増加しておりますので、入会審査会の機会などにおいて、福祉部門の部局の参画を図りつつ、受け入れに対しての安全で安心な環境づくりなどを目指すものでございます。

次に体制づくりですが、このプランを推進するに当たって、地域連携を推進するとともに、業務の効率的な運営を進めることで、限られた資源を児童の育成などに充てていこうとするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、参考として3ページをごらんください。

これまで申し上げました4つの方針の内容を記したもので、内容は後ほどご参照いただきたいと存じますが、4ページの一番下の図をごらんください。

量の確保と質の確保の項目において、開室や閉室時間の見直しをご説明いたしましたが、現時点における検討状況として、具体的な時間も想定してございます。

放課後児童クラブでは、開室時間を現状8時30分を8時に前倒しを行い、また、延長につきましては、18時までと19時までの2段階で区分けしていたものを18時までには通常の利用時間と改めることを検討しております。

そして、放課後こども教室では、学校における登下校時刻の考え方を踏まえ、利用時間の見直しを図る一方で、就労や急病、その他、突発的な家庭の事情などに対応できるよう、放課後児童クラブと同様の時間、子どもを預けることができるなど、これまで利用できなかった時間帯も利用可能とするものでございます。

なお、これらの見直しにつきましては、その財源や費用負担などにつ

いてもあわせて検討する必要があるがございますので、今後の実現に向けて精査を進めてまいります。

その他の内容につきましては、後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項1、「平成31年度学校用務業務の委託実施校について」を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 それでは、協議事項であります平成31年度学校用務業務の委託実施校についてご説明いたします。

本区の定員適正化計画の中で、現業職員の退職不補充という方針がございます。例年、用務職員など、現業職員の退職に伴って業務委託を実施しているという流れでございます。

資料7をごらんください。平成31年度に新たに臨海小学校、数矢小学校、東陽小学校、第二大島小学校の4校について委託を実施する考えでございます。

委託業者を選定後、平成31年4月1日より委託を開始する予定となっております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

岩佐教育長 本件について、質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩佐教育長 ご異議ありませんので、これを承認いたします。

続いて、本日は追加報告事項がございます。

追加報告事項1、「人事委員会勧告の取扱いについて」を事務局より説明願います。

庶務課長。

岩井庶務課長 それでは、人事委員会勧告の取扱いについてご説明いたします。資料8をごらんください。

本年10月に人事委員会より勧告がなされたところでございます。その後、職員団体と交渉を経過し、11月21日に妥結をした、その結果ということになります。

月例給におきましては、公民較差マイナス9,671円、率にしましてマイナス2.46%を解消するための給料表の改定、また、特別給つきましては、年間支給月数を0.1月上げる勧告内容となっております。

これまで特別区は人事委員会の勧告を尊重してまいりましたが、特別区が置かれている諸状況を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、特別区長会の決定に基づき、勧告の実施を見送り、給料表及び勤勉手当の年間支給月数の改定は実施しないということとなりました。

こうしたことから、今年度におきましては、例年とは異なり、給与条例改正の議案は提出しないこととなりましたので、本日ご報告する運びとなりました。

なお、今回の取扱いに至った背景といたしまして、資料裏面にお進みください。1つ目にあります本年の大幅なマイナス勧告は、本年度実施しました行政系人事・給与制度の抜本的な改正の移行期に生じた、職員構成等の一過性のひずみが主な要因であること、2つ目に国や他団体の勧告においては給与水準の引上げ、または据え置きとしているため、均衡の原則から考慮されるべき給与水準に乖離があること、3つ目、採用競争が激化する中で大幅な給与水準の引き下げが優秀な人材の確保を著しく損なうといったおそれがあることなどがございます。

また、人事委員会勧告とは別に、人事委員会に譲歩する形で55歳以上の職員の昇給停止及び扶養手当てにおける認定要件の見直しにつきましては、特別区職員労働組合連合会及び東京清掃労働組合と妥結をしまして、31年4月より実施する予定となっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

岩佐教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、追加報告事項2、「児童向け複合施設の整備について」を説明願います。

江東図書館長。

上原江東図書館長 それでは、住吉一丁目の児童館敷地を活用した児童向け複合施設整備の進捗状況のご報告をさせていただきます。資料9をごらんください。

児童向け複合施設の整備に当たりましては、これまで3回実施しました意見交換会や深川第七中学校の生徒、子育て世代の親からのアンケートなどのご意見を受け、必要な機能の配置の設計の方向性を検討してま

いりました。

これらの意見をまとめた施設の主な機能配置案について、今回ご報告をいたします。

施設は5階建てで、階を上がるごとに利用年齢層も上がっていく構成としております。施設内には、子ども家庭支援センター、こどもとしょかん、児童会館で行ってきた事業継承を行う機能を配置する予定でおります。

階ごとの構成ですが、1階は施設の顔でもあり、一般利用者が気軽に利用できる空間とするため、地域に開かれたスペースとして、地域交流スペースや読書サロン、図書館カウンターとしております。

続いて2階は、乳幼児から小学校低学年を対象としたフロアとしており、意見交換会などでも多く意見をいただいておりますこどもとしょかんと子ども家庭支援センターを一体的に利用できる配置とし、本フロアは靴を脱いで、親子で遊びながら過ごせる環境を整備する予定でございます。

続いて3階は、主に小学校高学年から中高生を対象としたフロアとなっており、静かに読書ができる図書スペースと事務室などを配置しております。

続いて4階は、小学校高学年以上を対象とし、これまで児童会館で実施していた卓球やミニバスケットなどの体を動かせる空間としての多目的スペースや防音設備を設けた音楽室を配置いたします。

そのほか、4階には会議室も設置しまして、関連団体への貸し出しや子育て、図書館関連の講座、イベントを行うスペースとしても活用いたします。

続いて5階は、主に空調機の室外機置き場となっておりますが、この屋上フロアを活用した天体観望会も実施する予定で検討をしております。

最後に今後の予定でございますが、12月1日開催の第4回意見交換会でこれらの機能配置案をもとにしたたたき台を最終的に検討、調整をいたしまして、12月末までに基本設計を完成させる予定でおります。その後、基本設計図を本委員会でご報告のほか、今年度末に開催予定の地元向けの計画説明会で提示する予定でございます。

続いて、工事の実設計者及び施工業者選定に係るプロポーザルの実施についてご報告をいたします。

本施設の建設に当たっては、現在、建物地下部分の解体の際に、地崩れによる周辺地盤への影響が懸念されておまして、近接する住宅に配慮した工事を実施するため、実設計及び地上地下部分の解体工事、建物の工事について、豊富な実績や十分な技術力を有する事業者をプロポーザル方式で選定することとしております。

本プロポーザルは、11月5日に応募要領を公告し、11月22日までに合計3社の応募がございました。本プロポーザルの実施により、工

事の円滑な進行管理や品質の確保、工期の短縮に努めてまいります。

今後の予定でございますが、庁内での選定委員会を経まして、来年2月初旬に最終事業者を決定する予定であります。

2ページをお願いいたします。次に、本定例会でも一部報告をしております民間提案の結果に関する最終報告をいたします。

本調査については、本施設の設計及び管理運営について、民間事業者から広くアイデアを募集することを目的とし、9事業者から提案があり、うち3事業者に対してヒアリングを行いました。

事業者からの提案のほか、意見交換会での意見により、一定程度の声の大きさを許容するゾーニングですとか、こどもとしょかんと子ども家庭支援センターを同じフロアに構成するなど基本設計に反映しております。また、施設の運営管理では、子ども家庭支援センターの相談室と図書館の対面朗読室を兼用できるような構造にする諸室の共有など、施設のスペースの有効活用策としても参考にしております。

これらの提案内容につきましては、意見交換会及び関係課での検討の過程において出されたアイデアも多く含まれておりますが、今後の基本設計確定後のソフト面での検討の際にも参考にしていきたいと考えております。

本内容については、9月8日に開催しました第3回意見交換会で報告したほか、現在、区のホームページにも掲載しております。

私からの説明は以上でございます。

岩佐教育長      それでは、本件について質疑をお願いします。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、平成30年第11回江東区教育委員会定例会を閉会といたします。どうもお疲れさまでした。